

～太陽光発電設備をお持ちのみなさま～

固定資産税（償却資産）の申告はお済ですか？

Q.償却資産とはどんなもの？

A. 個人または法人で製造や小売業・農業・アパート経営など事業（一定の目的のために一定の行為を継続し、反復して行うこと）を営んでいる人が所有し、その事業のために用いることができる構築物や機械設備・運搬具・器具備品などの事業用の資産をいいます。

Q.必ず申告しなければならない？

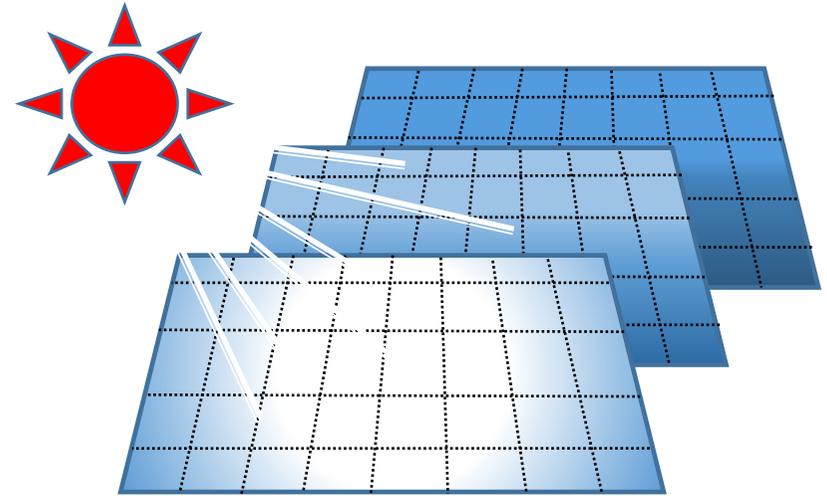
A. はい。裏面のチェックシートで確認した結果、申告対象となる資産をお持ちの方は、申告をお願いします。
事業を営んでいる人は、毎年1月1日現在の資産の所有状況を資産が所在する市町村へ1月末日までに申告していただく必要があります。（地方税法第383条償却資産の申告）
資産状況に変更がない場合でも、毎年申告してください。

Q.増設したり、所有者が変わった場合はどうする？

A. 太陽光発電設備を増設された場合や、相続・売買等で所有者が変わった場合には、その後の申告の際にその旨申告ください。

Q.問い合わせ先

尾道市資産税課家屋係（償却資産担当）
TEL:0848-38-9164



土地や家屋にかかる固定資産税のほかに、事業用の資産を対象とした償却資産にかかる固定資産税もあります。

☆☆太陽光発電設備も固定資産税の対象となります場合があります☆☆



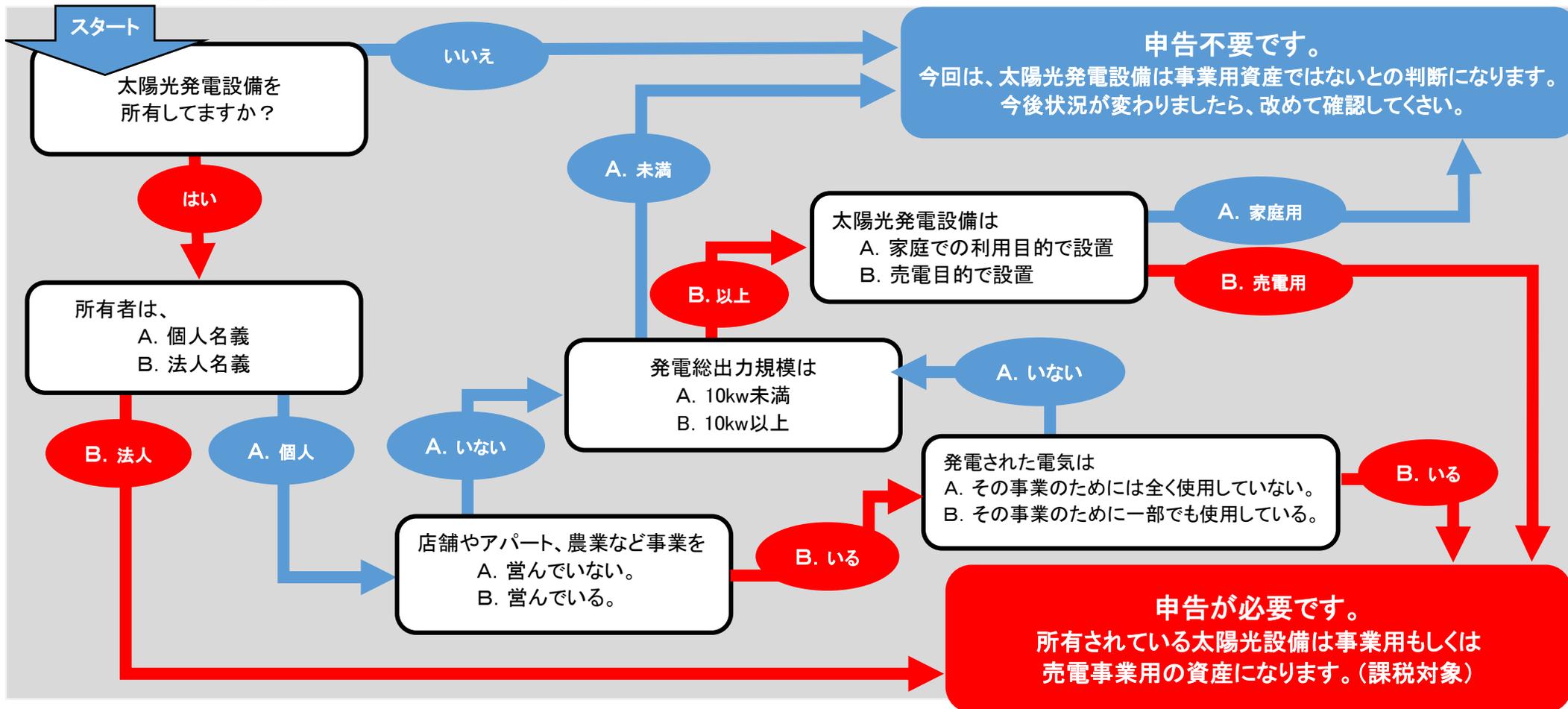
例えば...

- ◎太陽光発電設備のある家を新築(購入)した。
- ◎自身が所有している土地や家屋に太陽光発電設備を設置した。
- ◎太陽光発電設備を取得し(相続を含む)、売電して収入を得ている。
- ◎太陽光発電設備による電力を農業や店舗、アパート経営など、一部でも事業に使っている。

お心当たりのある人は、裏面の
「太陽光発電設備の申告チェックシート」で確認してみましょう！

裏面へGO！

太陽光発電設備に係る償却資産課税対象フローチャート



設置方法による課税区分

太陽光パネル設置方法		家屋に一体の建材 (屋根材など) として設置	架台に載せて 屋根に設置	家屋以外の場所 (構築物など) に設置
太陽 光 発 電 設 備	太陽光パネル	家屋 (建物と一体で評価)	償却 フローチャートで「申告が必要です。」であれば… 償却資産に該当します。 ※その他、敷地内のアスファルト舗装やフェンス等の構築物も償却資産です。 設置がありましたら、設備と合わせて申告してください。	
	架台			
	接続ユニット			
	パワーコンディショナー			
	表示ユニット			
	電力量計等			